慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法の姿を索めて : 迷い続けた40年の雑記メモ
Sub Title	Search for the contents of law
Author	豊泉, 貫太郎(Toyoizumi, Kantaro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.21 (2011. 12) ,p.1- 27
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	最終講義
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20111226-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最終講義

法の姿を索めて

——迷い続けた40年の雑記メモ*——

豊　泉　貫太郎

1　司法試験合格の夜
2　大学時代の法解釈学説への親和感、音楽との共通性
3　70年安保時代の修習
4　一大転機、ザ・ビートルズとの出会い
5　起草者意思との訣別
6　国民に唯一示した「成文」だけからの解釈
7　成文法の文言解釈だけで足りるか
8　法は人間社会の規範である
9　人間一人ひとりの主体性の尊重
10　まとめ

司会者（菅原貴与志教授）　只今より、豊泉貫太郎先生の最終講義を開催したいと思います。

まず、法務研究科委員長、伊東先生より豊泉先生の略歴のご紹介をあわせまして、ご挨拶を賜りたいと存じます。伊東先生、お願いします。

伊東研祐教授　委員長の伊東でございます。

この３月末をもって、豊泉貫太郎先生は慶應義塾大学大学院法務研究科教授職から退かれます。先生とおつきあいいただき始めまして、わずかに８年であり、

＊ 本稿は、平成23年２月９日（水）における豊泉貫太郎先生の最終講義を記録したものである。

また実務家、特に刑事の実務家以外の世界には全く疎い私ですので、先生のご退職ということを再確認させていただいた際には、ちょっとした違和感を覚えました。委員長という職分上、どのように敬意を表すればよいのかということを考えたわけでございますが、実務家教員であり、実務家本体のほうは、なおバリバリの現役で活躍されているのに、はたして最終講義という形をお願いしてよいのだろうか、少なからぬ違和感を覚えたのです。ご存じのとおり、法務研究科は慶應義塾の唯一の専門職大学院でして、実務家教員の最終講義は、実は初めての試みということになるのです。

私が抱いた違和感というものは、その最終講義という出来事、現象に対する意味づけ、それをどう行うかによって、変わってくると思いますが、今申し上げたように初めての試みですので、肯定的な答え、やっていただこうという答えが出たとしても、誰がどうやってこの最終講義をお願いするのか、段取りはどうするのかということも何も分からない状態だということが、違和感をいっそう増幅したような気がいたします。

ところが、念のために先生の履歴を拝見、確認させていただきましたら、そんな心配はいらなかったということを発見いたしました。若干ご紹介させていただきますと、先生は慶應義塾大学法学部在学中の昭和42年、1967年９月に司法試験に合格されまして、翌昭和43年、1968年春に、学部を卒業すると同時に司法研修所に22期修習生として入所されます。そして２年後の昭和45年、1970年に修習を終了されて東京弁護士会に弁護士登録されますが、その２年後、昭和47年、1972年４月から現職に着任された平成16年、2004年の３月まで、実は法学部非常勤講師として、欠けることなく教えられていたということでございます。法学部非常勤講師として司法演習、後には民法演習を担当されてこられましたし、かつての司法研究室での講師、それから他大学においては憲法の授業も担当されておられたということで、非常に長期にわたり教職を、半分やられていたというよりは、同時に二つのポジションを占められていたということを見出したからでございます。ちなみに、先生が教えられ始めた昭和47年４月というのは、私が大学に入った年でございます。そのような意味で非常に長い教歴をお持ちです。

そうなってみますと、豊泉先生が実務家であると同時に、まさに教員として、

弱冠26歳のときから39年にわたって送られてきた時間、その意味について何か教えを賜る機会を設けることが、われわれ法務研究科にとって、成し得る最も深い敬意の表し方であろうと、すぐに判断することができたということでございます。その実現につきましては、澤田和也教授を介して三田法曹会の皆さんにお願いするということとさせていただきました。

本日は奥様もお嬢様もいらっしゃっていると伺っておりますけれども……お立ちいただけますか。（聴衆から拍手）

どうもありがとうございます。すみません、突然に織り込みまして。豊泉先生にとって初めてなのかどうか分かりませんけれども、私は自分の家族に向かって講義したことがございませんので、おそらく初めてだろうとは思いますけれども、御家族の皆様との関係で、豊泉先生がどういう意味づけをされるのか……。

先ほど申し上げましたように、最終講義というものの位置づけは、やはり講義者御自身によって変わるのではないかと考えております。実にさまざまな意味づけが、おそらく可能だろうと思います。これからしばらくの間ですが、ご清聴願えればと思います。以上、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

司会者　伊東先生、ありがとうございました。

それでは豊泉貫太郎先生にご講義をいただきたいと思います。「法の姿を索めて」という題でお願いいたします。豊泉先生、お願いいたします。

豊泉でございます。本日はお忙しい中、本当に多数お集まりいただきまして、心から感謝申し上げます。

なぜこんなことになったのか、今、委員長から大変ありがたいお言葉をいただいたのですが、昨年秋、澤田和也教授のほうから、「最終講義やりますか」と聞かれたのです。本当のことを言うと、面倒くさいからどうしようかと悩んだのですが、そのあとに澤田先生が一言、「そのあと、飲み会をやります」ということで、それで、とっさに「やろう」ということになったわけです。ですから、今ごろになって、なぜあのときに分離を叫ばなかったのか、「飲み会だけやったらどうだ」という提案ができなかったのかということを、実は今悔やんでいるところなのでございます。

ただ、その後も着々と準備を進めてくださいまして、それはよいのですが、一つ問題なのは、何をテーマにお話ししようかということです。即ち澤田先生のほうから送られてくる出席者、三田法曹会の方々、あるいは法務研究科の教員の方たち、非常に幅広い範囲の方にご出席いただけるということが分かったので、そうなると私は主として会社法を担当しているわけですが、会社法の一部分だけお話ししたらおそらく許されないだろうということもあったので、少し思い切って広げてみようということで、何にしようか悩みました。悩んだときに、はたと気づいたのは、実は私が委員長に就任するに際しまして、片山直也先生が私の紹介を『三田評論』に書いてくださったわけです。すごくよい表題なんです。「法を索めて」、この表題はよいのですが、中を読んでみて、私が読んで、他の先生方もお読みくださったわけですが、この紹介文を読んで何が分かったのか、皆が異口同音に言うことは、片山先生の次の文章のところなのです。「私はなるほどと膝を打った。それならば、毎晩、大好きなお酒をたしなむことができるわけである」。ここをみんなが言うのです。「読みました。豊泉は毎日お酒を飲んでるのですね」。これだけでは表題、「法を索めて」とどう結びつくのか、どうもぴったりこない。そうであるならば、しょうがない、自分でここを埋めるしかないと。なおその前提として、「毎晩、だから酒をたしなむのである」と。ここについても否認しようと思ったのですが、事務所の中

で聞いたら、「それは無理だ」と、「真実性の証明は誰でもできる」というので、だったらその部分は争わない形で先に進ませようということで、今日こういうテーマでお話しさせていただくことになったわけです。今から小一時間になろうかと思いますが、座ってお話しさせていただければと思います。

1　司法試験合格の夜

実はこのテーマを選んだ理由は、端的に言うと、私自身司法試験に、1967年9月に受かりまして、当時は健在だった父などにより、ささやかな祝い会をやってもらいました。それが終わったあと、1人ぽつんと自分の部屋に戻ったとき、机の上に六法全書があったわけです。一生これから離れられないのか、それは喜びというよりも、どちらかというと圧迫感といいますか、「これとつきあわざるをえないのか」という気持ちがあったわけです。そのときに初めて、これから一生つきあう、そういう法律というものが、はたして人間社会にとってどう位置づけられるのだろうか。別の言い方をすると、法律社会の中で人間はどう位置づけられなければならないのかということについて何も考えてなかった。実は法律のない社会こそが望ましい社会ではないだろうか。法律はやむなく存在するのだろうか、必要だから存在するのだろうか、有益だから存在するのだろうか、あるいは実は有害なのか、ということです。

さらにいえば、「男一生」と言ったら、女性に怒られるかもしれませんが、男が一生賭けるに値するものだろうか。そういうことについて、実は何も考えがなく司法試験を受けていた。そうであるならば、これから自分にとって法とは何だろうか、法律とは自分にとって何だろうか、あるいは法とはそもそもどういう姿をしているものと考えたらよいのだろうか、ということについて、やはり考えざるをえない。そういうことで修習が開始したということであります。

2　大学時代の法解釈学説への親和感、音楽との共通性

では、なぜそういうことを考えつかなかったのかということですが、これは、大学時代にいろいろな法律の解釈学説の存在を知って、そして、いろいろ学説が分かれることについて何の違和感もなかった。なぜ違和感がなかったのか、それはちょうど私が高校時代から好きだった音楽の世界が、まさに1950年代、60年代という、指揮者黄金時代でして、いろいろな大指揮者が世の中に存在したわけです。皆さんも名前は聞いたと思います。トスカニーニ、フルトベングラー、ワルター、セル、あるいは有名なカラヤン、ピエール・モントゥー、アンセルメとかミュンシュ、クナッパーツブッシュだとか、いまだにクナッパーツブッシュは好きだという不思議な人もいますが、いずれにしてもいろいろな指揮者が、いろいろな曲を、勝手に自分なりに長短をつけてみたり、あるいは場合によってはスコアにないものを加えてみたりして、そしていろいろな、「ベートーベンの５番」という形で演奏されている。それを日頃聴いていますから、これもベートーベンの５番であり、これもベートーベンの５番である、いずれにしても、いろいろな人がいろいろな形で、場合によってはスコアにないものもつけ加える。そういう形で曲目の解釈をしている。

そのようなことを踏まえて、大学に入って、法律学の勉強をしたとき、いろいろな学者がいろいろな解釈のしかたをする。その結果、場合によっては結論が全く180度違う、それもまたありだな。つまり、いろいろなことをやっている。場合によっては、指揮者と同じように、勝手にいろいろなものをつけ加えている。無過失を、書いていないけどつけ加えるなど、いろいろな形で解釈している。だから同一事案に、多数説に立てば保護されるけども、少数説に立てば保護されない。あるいは「無過失」をつけ加えた場合だけ保護されるというような、いろいろな学説がいろいろなことを言っていた。そういうのを見ても、「まあそれはそれでありだな」という形で大学生活を送っていたわけです。そんなことから端的に言うと、いろいろな場面においてそれぞれの学説のどれかを採用して、そして結果的妥当性さえ図ればよいのではないか、そこに何の

不思議さも感じなかった。そういう学生生活を送っていたということです。

こんな音楽の解釈と、法律学の解釈というものは同じものだと言うのは乱暴だと言うかもしれませんが、ちょっと前に読みました、関西学院大学の先生で広岡隆さんという人が、『法と社会』という本の中で、「音楽の解釈と法解釈は似ていると昔から言われている」と書かれていますので、そんなに見当はずれではないのかもしれません。ちょうどそういうふうに大学を卒業してしまったので、特に法の解釈のあるべき姿などというものを考えないできてしまったわけです。

3　70年安保時代の修習

ところで、昭和43年修習生になります。この修習生時代というのが、また悲惨な時代でございまして、皆様の中でもその時代を生きられた方はお分かりだと思います。70年安保の直前ということです。60年安保の次の70年安保は、1967、68年頃から顕在化します。ですから私どもが修習したときは、まさに刑事裁判では、東大紛争であるとか、羽田空港事件であるとか、王子野戦病院事件であるとか、何しろ、行けば必ず公安事件、凶器準備集合罪、公務執行妨害罪、そんな事件ばっかりやっていたわけです。

そのようなときに、こちらは修習生ですが、あの頃の裁判所は、われわれ修習生を裁判官席の隣の修習生席に置いてくれないのです。どうしてかと言うと、「君たちが、そんなところにいると、弁護人なり学生から、あそこに座ってるのはなぜだということで、その説明のために小一時間かかっちゃうから、君たちは傍聴席に座ってくれ」。そこで私どもは傍聴席に座ったわけです。傍聴席に座って、そして開廷して５分もたたないうちに、裁判官と学生の間で大げんかが起こりまして、そして全員退廷ということになってしまいまして、そして私どもは退廷したあと裁判官室に行っても何もすることがない。なぜ豊泉が刑事裁判官の道を選ばなかったのか、最大の理由はそういう不幸な修習生活を送ったからなのです。しかも、傍聴席に入ると、時々ですね、後ろのほうか

ら肩をたたかれまして、「よお、豊泉」と言われるわけです。誰かと見ると、僕の小学校、中学校時代の友人や、先輩とか後輩もいましたけれども、それが学生運動を応援するために傍聴席に入っていたわけです。「おまえはなぜ来たのだ」「いや、修習生だから入ったのだ」と言うと、「おまえは権力の手先か」なんて言われるわけです。だから当時は、世の中や、刑事裁判の法廷等においては、体制と反体制というすごい激烈な対立の中にあり、しかも知人の多くが、学生運動家という状況だったわけです。彼らに対して法を適用するというのはどういう意味なのだろうか。まあ何人か、僕の知っている人も刑事罰を受けたわけですが、そういうことを考えたときに、それまで大学時代で習っていた刑法理論というものについて違和感を覚えたのです。

何に違和感を覚えたかと言うと、端的に言うと、団藤重光先生の「人格形成責任論」というのは、問題ではないだろうかということです。人格形成責任というのは、今日おみえになられている方で、特に民事系の方もお話は聞かれていると思いますが、結局、その行為だけの問題ではなくて、その行為の背後にある、その人間が形成し、あるいは形成された人格こそが、これが刑事責任の基本であると考える説であります。確かに、理論としては大変美しいのですが、それをもし認めるとなると、あの学生たちに対して処罰を加えるときに、「やった行為が悪いのだ」と言って処罰を加えるのではなくて、その人たちの人格そのものが悪いのだということで処罰を加えることになる。

そこで考えたのは、裁判官というか国家に被告人の人格について評価する、そういう地位を与えただろうか。そう考えたときに、国家は１人ひとりの国民の人格を評価する、そういう立場に立つものではないだろうと考えたわけです。ましてや性格責任論といいますか、主観主義的刑法理論なんか絶対許せない。法廷で応援している友人なんかの小学校時代、中学校時代をよく知ってます。あの小学校時代にすごくよかった人、中学校時代にあんなにまじめだった人、それが社会に不満をもち、社会の矛盾に対して憤りを感じて、そして公務執行妨害罪を起こした。その人間に対して、「あいつは生まれつき、すなわちその人間の遺伝子、あるいは身体的特徴から、元々罪を犯すような危険性を

もっているのだ。生まれながらの犯罪者だ」と、そういう冷たい評価、そんな非人間的な評価なんか加えてたまるか。そうではないだろう。彼らをもし非難できるとするならば、現行法体系からいって、たまたま残念ながら、西郷隆盛とは異なり、政府を転覆できなかったから、今の法律に違反しているから処罰する。これなら彼らも納得して刑に服するだろう。だけど、「おまえの人格が悪い」からと言ったら、聞いている本人も、ましてや心配で駆けつけたご両親だって、「うちの息子の人格を何で裁判官が評価できるのだ」と、おそらく反発するだろう。しかも小学校時代、中学校時代、生徒会長までやって、クラス、児童会の級長を一生懸命務めた人間が、社会のほうに矛盾があるから、騒いで行った行為について、「おまえは生まれつき犯罪者の烙印を押されて生まれてきたのだ」と、こんなばかな話は絶対ないだろう。どんなに科学が発達するとしても、生まれながらの犯罪者などというような、そんな冷たい科学だったら、科学はいらないだろうと考えました。あの学生運動があったから、少なくともそんな理論はとれないということを、われわれは考えることができたのだろうと思います。

さらに、こういう学説を平然と述べられるのは、どこかに「俺は別の存在なのだ」「俺たちは高みの見物ができる存在だ」ということが前提となって作られた理論だろうと思います。もしその人が、自分の兄弟なり子どもが犯罪者になったとき、平然とこういうことが言えるのか。もし息子が生まれつきの犯罪者とするならば、その父親である自分だって犯罪者になるはずであって、そんなことは科学という名に値しないものだろうということで、もう少し自分なりに法理論について考えてみようとなったわけです。

4　一大転機、ザ・ビートルズとの出会い

そして法を考えるときの一大転機は、実はビートルズだったということでした。皆様の中の特に若い方にはうらやましがられると思うのですが、私はちょうどビートルズ世代でして、ビートルズと共に成長し、ビートルズの解散に涙

流した世代でして、「涙流してうらやましい」という方が、たくさんいると思うのです。その時代にわれわれは生きた。そのビートルズの一番のすばらしいところは何か、作った人間が、自分たちなりに演奏し自分たちなりに歌ったわけです。つまりあの作品というのは、全て自分自身の思いどおりの形で作品を表現している。作った人間と演奏した人間が一体となっている。あの頃ビートルズが大活躍していますから、当然のことですが、世の中はビートルズナンバーを他の人に歌わせます。さまざまな人が歌います。アンディ・ウィリアムスが歌ったり、フランク・シナトラが歌ったりします。しかしどんなに歌がうまくても、アンディ・ウィリアムスのようにどんなに声がよくたって、それは偽物なのです。あのビートルズナンバーは、やっぱりビートルズが歌わなければ意味がない。ビートルズしかないのだ。ビートルズだけが本物であって、残りは偽物であるということを感じたわけです。

音楽の世界で、唯一の、ただ一つの本物があるとするならば、同じことが法律の世界でも言えないだろうか。法律の解釈についても同じように、ただ一つの正しい解釈というものを探す方法があるのではないだろうかと考えたわけです。それまではただ単に、われわれは何がより妥当なのだろうか。当、不当の世界で解釈をやってきたわけでありますが、そうではなくて正誤の世界、正しい解釈と誤った解釈、そういうものが存在するのではないだろうかということを考えて、何かその方法はないだろうかと当時考えたわけです。

この、「何かその方法がないか」という頃に出会ったのが、星野英一さんの『民法論集第１巻』に載っていた数多くの論文だったわけであります。代表的なものは、レジュメに書いておきましたが、「民法解釈論序説」とか「編纂過程から見た民法拾遺」、あるいは「日本民法典に与えたフランス法の影響」であるとか、いろいろ存在するわけであります。この星野さんの『民法論集』は、あくまでも彼なりの法解釈学方法論、すなわち利益衡量論ですから、まず最初に、その法律が作られたときの利益基準点を策定しようではないかと。その策定した利益基準点が今でも妥当するならそれでいい。しかし、もし違うのであるならば、今日の利益基準点を改めて策定してみようではないか。その前

提作業として、当時、どうしてこういう条文ができたのかということについて、当時の立法過程等を調査しながら個々の条文の意味内容を確定する、そういう作業がなされたわけです。

一番最初にこういう方法が面白いと思ったのは、星野さんの前に、『我妻先生還暦記念：損害賠償責任の研究』の中で、山田晟・来栖三郎氏連名で「損害賠償の範囲および方法に関する日独両法の比較研究」という論文が出まして、これがドイツの損害賠償法理論と日本法は違うのだということを明確に言われたわけです。それを読んで、「なるほど、こういう方法があるのか」ということで、立法当時の資料に従って法を解釈しようじゃないか。すなわち条文からだけで意味内容を確定しよう。そのあとに生まれたいろいろな中間命題、あるいは主義主張、こういうものを全部外して、条文そのものの意味内容を１回確定してみようではないかということ、その作業というものを、当時、やはりそれが一つの方法と思って深く興味を感じたわけです。

その意味で、大変幸せだったのは、私が入った事務所が大変古い事務所で、本棚に梅謙次郎氏の『民法要義』が本人の署名入りでちゃんと残っておりまして、富井政章氏の『民法原論』もそろっています。さらに起草補助者とされる松波仁一郎・仁保亀松・仁井田益太郎氏の『帝国民法正解上・中・下』全３巻も全部そろっていました。だから正に宝庫みたいなところにいたわけで、修習生として、あるいは若手弁護士として仕事をせずに読み耽ったということです。

そうやって本を読んでみる。それでもまだ不十分だということになりますと、ちょうどその頃、幸いにして商事法務が創立30年記念の『日本近代立法資料叢書』全32巻を出したのです。そこに民法の審議といえる法典調査会の質疑録がちゃんと載っているのです。これだけはさすがに全部買おうにも、置く場所がなく、また絶対読まないと考えるもの、例えば治罪法とか僕のところにあってもしょうがありませんから、これは弁護士会の図書館へ行って読みました。そういう形で、梅さんはどう言っているか、あるいは富井さんはどう言っているか、『民法正解』ではどう言っているか、質疑録の中でどういうやりとりがあったのだろうか、そういう方法での法律の解釈を考えられないだろうか

という勉強をしていったわけです。こういう作業、いわゆるボワソナード・ルネッサンスといわれ、民法学において、その後一つの主流になってくるのだろうと思いますが、そういう作業というのはいまだに続いているようでありまして、ごく最近、前田達明先生がまとめられました『史料債権総論』という本の序文を読んでみましたが、その中に、「法の解釈において立法者の意思を探求することが最も重要な作業の一つであることは、現在異論のないところであろう」と、言っているのですね。でも私は異論があるのです。

ということで、いまだにそういう作業をよくやっています。ですから私も一時期、この梅、あるいは富井の説というものを根拠として民法の解釈をしていこうということを考えたわけであります。

5　起草者意思との訣別

ただ、その後この民法の梅あるいは富井という学説に対して訣別するときを持ったわけであります。それはなぜかといえば、梅氏とか富井氏がどう言っているからということで民法の条文の意味内容を確定しようというのは、法体系に反した解釈方法だろう。やはりこれはおかしいだろう。なぜかと言うと、端的に言えば起草者は決して立法者ではない。あくまでもわが国において今立法権を有しているのは国会である。これは憲法41条で定められています。明治憲法の時代であっても、立法したのは帝国議会です。決して梅氏が作ったものでもなければ富井氏が作ったものでもない。つまり立法者意思と起草者意思というのは、やはり明確に分けたほうがいい。そう考えると、彼らの意見は単に起草者の意見にすぎず、自身は立法者そのものになりえない。われわれが探求すべきものがあるとするならば、それは立法者の意思だろう。それが現憲法体系下においてわれわれが求める姿だろう。こう言ってよいと思います。この点慶應義塾大学を卒業された方にはお分かりだと思いますが、いわゆる私法学の世界において、津田利治先生が大変信奉されているのがフィリップ・ヘックらの「利益法学」でありますが、利益法学あるいは主観説といいますか、または立

法者意思説というものは、決して起草者意思を探求することではない。法律条文として書かれているものの中から、その立法者の利益基準というものを策定すべきだということなのであります。決して起草者の意見に引っぱられるものではないと考えてよいということは、内池慶四郎先生との議論の中などで確認できておりましたので、やはり起草者意思から離れて、われわれは条文だけから意味内容を確定していくべきだ。それがわれわれのやるべき姿ではないかと考えたわけです。

実はこれで一番助かったのは、今まで私が担当していた会社法の世界なのです。このときふっ切れたから、今会社法を解釈するとき、私は法務省担当官の説に従わない自由を持てたわけです。もしいまだに従っていたら、非常にみっともない法律学者になっていたと思いますが、あのとき、起草者は立法者ではないのだということを自分の中に明確にできたからです。そうすると今民法を研究されている方は、当時の梅氏、富井氏は大秀才であるから、それと今の法務省担当官を比べてはいけないので、当時の説は採用してよいんだ、今のは無視していいのだと言うかもしれません。しかしこれはもう起草者意思説じゃないのです。つまり、法を解釈する人間が既に自ら価値判断している。本当に起草者意思説に立つのであれば、どんなに間抜けな説であっても、担当した人間が書いたものに従わなきゃいけない。これが起草者意思説だろう。そんなものにわれわれが従わなくてもよいというのは、われわれは、法律は作られた条文だけを根拠にすべきなのだということになるだろうと思います。

さらに言うならば、翻ってみたときに、もし成文法の意味内容と起草者意思の意見が一致するのだったら起草者意思というのは、無益、無価値です。反面もし、成文の意味内容と起草者意思が一致しないとするならば、起草者意思は有害です。ところで世の中で一番価値のないものは何かというと、無益かつ有害なものです。そう考えたときわれわれは、起草者意思というものをやはり放棄しよう、そう考えることが必要ではないかと、そう思ったわけであります。

こういうことを申し上げますとよく、「私法の世界ではそんなことはあんまり考えなくて良いのではないか」という反論がなされます。なぜか理由は二つ

あるわけです。一つは、もしA、Bという二人の利益が対立する関係の中に立って、起草者意思に従い、たまたまAを勝たせます。その結果Bが負けるとしても、これは私人間の世界の問題です。保護されるものも、保護されないものも、いずれも私人の世界である。そして私人の世界は当然互換性がありますから、もしこの場合、売り主が保護されないで買い主が恩典に浴したとしても、もう１回、今度はAが買い主の立場になったら、同じ基準に立てば、逆に恩典に浴する。互換性のある私人の世界にあっては、条文と異なったところに線を引いたところで、それはそれとして被害が少なくてすむということが言えるからだろうと思います。

それでは同じようなことが国家対国民の場合、公法の世界において許されるだろうか。例えば刑法の世界で、税法の世界で、国家の方が、「こういう意図で作りました。条文はこう書いてありますが、本当の意味はこういうことです」なんてやったら、それでは租税法律主義なんて根底から覆ってしまう。やはりどこかで、国が相手であるか私人が相手であるかということによって、一緒であってよいかというときに、少なくとも公法については、起草者意思説などという立場に立って議論されるべきではないだろうということになるわけです。

そうなると次の問題として、それでは公法は公法なりに、私法は私法なりに解釈方法を変えてよいのかを考えなければいけないわけです。公法は公法なり、私法は私法なりにというのだったら、社会法はどうやって解釈するのか。経済法はどう解釈すればいいのか。国際法はどうか、国際私法はどう解釈すべきなのか。個々の法律について、てんでんばらばらの解釈態度をとって構わないかということをわれわれに問いかけることになるだろうと思います。

ところが一つ問題なのは、この法律が公法に入るのか私法に入るのか、その分別そのもの自体も明確でない法というのがたくさんあるわけです。どの解釈態度をとってよいのかということについて、実は確定されない中で法解釈態度をとらなければいけないということと、さらに言えば例えば私が担当していた会社法などは、確かに一つは実定法の世界であります。権利義務を定めています。あるいは、組織に関する規定を定めるところもあります。その上に、会社

訴訟に関する規定も存在するわけです。さらに、利益供与をはじめとして、刑事罰だって載っているのです。そうすると、会社法は一条一条、これは実定法に入る、これは訴訟法に入る、これは刑事法に入るということで、条文ごとに法解釈態度を変える、そんなことをわれわれはしなければいけないのか。もっと言うならば、個々の法律の解釈方法として、これは刑事法の分野ですからこう解釈し、でも隣のこれは行政法の世界ですから、こう解釈するのです。もしそんなことを私どもが一般の人に言ったら、「だから法律家というのは当てにならないのだ」「だから三百代言だ」といわれるだろう。われわれは国民から見て、そんな、そのときそのときに応じた場当たり的な解釈をするということを納得してもらえるだろうかと考えたときに、そんなこと到底納得できないだろうと思います。

それからもう一つ、法規というものは、どちらかというと実務家になっていますと、裁判規範、つまりその結果権利義務が付与されるかどうかということを中心に考えがちですが、実は法規は必ず一面において行為規範たる面を持っています。すなわち人間が、国民が行動をとろうとするときに、その行動指針たる面も法規には存在します。そうすると国民が条文を注意深く読んで、「これだったら保護される」「不利益を受けない」、そう考えて行動をとったのに、学説、理論というものが、その条文に書かれていない法理論、あるいは要件をつけ加えることで、保護しないとか不利益を与えてしまいます。これは国民に対する法の裏切りだろうと考えたわけであります。

6　国民に唯一示した「成文」だけからの解釈

そういうことから考えたら、やはり成文法は成文だけを大事にしていこう。それだけによって、われわれの権利義務の策定をし、国民の行為準則たる面の要請に対して誠実に答えていくこと、それが法律に携わる人間の義務ではないだろうか、そう考えたわけです。そうでなければ、なぜ近代国家が不文法から成文法に移行したのか説明がつかないわけです。われわれの権利義務の内容

が、「書かれざる法」から「書かれた法」になるということは、そのことによって権利内容、義務内容が明確になる。そして誰がそれに対応しようとも画一性を持つ。それが成文法の役割、あるいは成文法の持つ機能ですから、それを裏切るようなことは、解釈という態度のもとに行ってはならないだろうと思います。

そんなことを言いますと、「国民はそんなに注意深く条文を読んでない」「正確に国民は条文を読むことはない」というようなことを言うかもしれませんが、これははっきり言って法律家の傲慢だろうと思います。または国民に対する侮辱だろうと思います。今国民は自分で一生懸命、自分なりに法律を読むわけです。逆にここ十年の流れを見てお分かりだろうと思いますが、今司法は私人によって、一国民によって揺り動かされ、それまで当たり前だと思ったことを、反省させられているわけです。裁判員制度もその一つでしょう。さらに私が強く感じているのは、本村洋さんでしたでしょうか、光市母子殺人事件で、たった一人の行動によって、遺族が写真を法廷に持っていけるように変えた。国民一人の行動によって、それまでの裁判所の慣例を変えさせたわけです。私人が司法を変えることができるというのは何を意味するか、われわれはもう一度、一人ひとりの私人が、実は法の世界にあっても重要な役割を果たすのだということを前提として法は解釈されなければいけないだろうと思います。

そして、成文だけが国民に示した唯一の根拠だというのであるならば、成文だけを根拠とする解釈、それが裁判規範としてだけでなく、行為規範としての法というものを理解するために必要だろう。どちらかというと今までの法解釈は、具体的妥当性といいますか、裁判規範たる面が重視されすぎていたのではないだろうかと。そうではなくて大事なことは、国民が条文を読んだときにどう解釈するか、その内容をわれわれもやはり一緒になって策定することが必要ではないかということです。

それではそこでいう国民一般とは何なのかといえば、法は何も定めておりませんが、あえて言うならば、この国では普通教育を全ての国民が受ける義務があるのだということは、普通教育を受けた国民像を制定し、その一般国民が通

常の注意と読み方によって法を読んだときにどう理解されるだろうか。その視点に立って法というものを解釈することが必要だろう。それが国民の納得を得られる法解釈、あるいは法適用ではないだろうかと考えるわけです。

そうなりますと、昔習って、当たり前だと思っていたいくつかのことで、絶対納得できないことがあるわけです。昔刑法の先生と議論したことですが、一つの例として、刑法に、錯誤論がありまして、その中に具体的錯誤というのがあるのです。その一つに打撃の錯誤の問題というのがあり、Aを撃とうと思ってピストルを撃ったら、たまたま隣のBに当たってしまった。この場合何罪が成立するかという問題で、Aという「人」を殺そうとする意思に基づいてBという「人」が死んだのだから殺人既遂罪だとする。これが法定的符合説の立場なのですが、しかし犯人にしてみるならば、Aを殺し損ねたということ、失敗したという意識と、それからBを誤って殺してしまったという事実、これについて刑罰を科せられるのだったら、納得して刑務所へ行くと思うのです。そうではなくて、Bを殺したから、「おまえは殺人既遂で刑務所入れ」と言われたら、おそらく本人は納得できないだろうと思うのです。もっと国民が普通に考えたとおりの理論を構築すべきではないか。しかもこの理論は、Aという個性も無視し、Bという個性も無視して、「人を殺そうと思って人を殺した」ということで足りるというのでは、あまりにも一人ひとりの人間の個性といいますか、属性を無視しているのではないだろうか。やはり、Aを殺すに至った動機も調べてほしい。殺されるにも、少しは事情があったということを含め、そのAには未遂だったということと、Bに対して誤って殺してしまったという、やはりそのとおりの事実を前提にして刑罰を科することが正しい方法ではないかと考えるわけです。

同じように、一つの法典に載っている同一用語は、同一の意義で、整合した形で解釈しよう。ですから物権にも「準占有」という言葉がある、債権にも「準占有」という言葉がある。それに別々に意味を与えるような解釈はやめよう。あるいは、「自己又は第三者のために」と規定されていたら、どこに書いてあろうと同じ法典内であるならば同じ意味に解釈すべきだ、そう考えること

が国民が納得できる法解釈の方法ではないかと。

さらに言うならば、日本国家が作った法典ですから、同じ法典でなくても、他の法典であっても、その定義内容の矛盾は許さず、統一すべきだろう。だから民法であろうと商法であろうと民事訴訟法であろうと、例えば法人とは何かということについては、統一的な内容で理解すべきだろうと考えるわけです。そういう意味から言うと、以前三ケ月章先生が兼子一先生の還暦記念論文集に寄稿された、「わが国の代位訴訟・取立訴訟の特異性とその判決の効力の主観的範囲」という論文において、債権者代位権を債権者は決して他人のためではなく自分のために行っているのだから、訴訟担当に当たらない、それゆえ既判力は債務者には及ばないというような大論文です。読んだときには「そうかな」と思ったのですが、だけどやはり法律用語として、「自己のため」、「他人のため」というのは、法律効果の帰属に関しての約束事だから、否定されるべきということになるのだろうと考えます。

それからもう一つ、やっぱり法体系、法段階論というもので構築されていることから、上下の体系的な法規範関係は正しく運用されるべきものとして解釈しようということであります。その意味で、今問題と考えるのは、会社法の分野です。例えば会社法381条では、「……この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない」と規定してあるのです。この会社法381条を受けた会社法施行規則105条２項では、「監査役は、その職務を適切に遂行するため……に努めなければならない」と規定した上で、その後に、それに続けて同一条文内に「この場合において、取締役又は取締役会は……必要な体制の整備に留意しなければならない」と規定しているのです。しかし考えてみると、会社法381条では、「監査役」を相手としての監査報告について法務省令に委任しているのです。その委任を受けた会社法施行規則に、どうして「取締役又は取締役会は」として「……しなければならない」と規定できるのか。ここは授権されてないのです。授権されてないような法規を作っておいて、「これで良いのだ」とやられたら、われわれ生きていけないだろう、そういう問題がある。そういう意味からいうと、今、稲葉威雄さ

んとか江頭憲治郎さんが、会社法についていろいろ批判しているのはすごくよく理解できるのですが、この点、法段階を理解しないで法務省担当官の解説どおりの解説をしている学者も多くいるのは残念です。

7　成文法の文言解釈だけで足りるか

それでは、成文法の文言解釈だけで足りるだろうか、その論理整合性だけでわれわれは満足するのだろうかと考えたときに、あの極東裁判といいますか東京裁判、あるいはフセインの処刑では、あれについて占領国、占領軍は、裁判という形式をとったわけです。なぜ実態、実質は復讐劇だというのに、あえて裁判という形式をとったのかということを考える必要があるだろうと思います。それはやはり、裁判といいますか、法の適用・執行というものは、常にそこには正しさが存在すると一般的に認められている、だから実態は復讐だったとしても、そこに正しさを有しているという形を作るために裁判という形式をとったのだろうと考えます。そうであるならば、裁判という法の適用の場面には不可避的に、不可分のものとして「正しさ」を持っていなければいけないだろう。この、裁判は常に正しさを具有していなければいけないということは、塾で学んだ方はお分かりだと思いますが、伊東乾教授の理論です。兼子一先生をはじめとする多くの民事訴訟法学者が、「民事裁判の目的は紛争解決だ」というのに対して、「法的紛争解決である。正しい解決でなければ裁判ではない」と主張された。そして中野貞一郎さんもそれに同調されたのですが、その趣旨は、裁判はやみくもに解決すれば足りるというものではない。やはり正しい解決、それが必要だということだろうと思います。

ただ最近は目的論において、多元説が多いのですが、多元説というのは、ある意味、「何でもあり」ということなので、どんな事象を説明するときでも、多元のうちのどれかを使って、「ほら、説明できる」となりがちで、これは正に場当たり的というか無理論と言ってよいもので、理論の放棄ともいえると思います。しかし、理論は一つの確定した目的で最後まで立論する、あるいは問

題点を提起する、そこに初めて学問の確立があるのではないかと考えるのであり多元説を拒否し、法的解決説が正当と解するのです。

そうすると法の解釈は、単に条文文言だけではなく、その解釈に正しさがあるか、この正義の具有性、不可欠性を認めなければならないでしょう。そう言いますと、正義というものは内容が不明確で、「どうやって確定するのか」という反論をしますが、仮に困難であったとしても、常に正義は何か、この解釈は正しさを持っているだろうかということを常に問い続けること、それが法律に携わる人間に必要な姿勢であろうと思います。これだけ成文法が整っていてそれでも必要なのかと問われることもありますが、実はこれだけ整っている今日でも、本当に正しいのかという問いかけは多く出ています。ここに例として挙げておきました、サブリース案件もそうです。サブリースというのは、ご存じだと思いますが、開発されてない土地所有者に、大手デベロッパーが行き、「あなたの土地を有効活用しましょう」として、「家を建てましょう。銀行からお金を借りるのも、私のほうでやります。家だって私のほうで建てます。そして我社があなたから一括で借り上げて、私が第三者に貸しましょう」と提案する。そのシミュレーションまでちゃんと作って、５年後には家賃を５％あげますと、約束しておいて、その結果借家契約を作成した上で、その後借地借家法32条に、「契約の条件いかんにかかわらず、相場と違ったら減額請求できます」という規定があるからということで、賃料減額請求をあちらこちらで起こしました。これだけのものを勧めておいて、32条があるから当然下げられるはずだとする。この請求に対してはやはりどこかで、「ちょっと待てよ。それが正しいのか」という、法律実務家に対して、正しさとは何かということを問いかける案件であったのです。

入学金の返還請求事件も同じです。請求者の言葉は美しいのです。受験生を泣かさない。しかし考えるに、自分は入学金をとりあえず払っておいて、そして第２志望校をちゃんと確保しておいて、そして第１志望を狙うわけです。第１志望校の他の受験者の中には、家が貧しくてそこしか狙えない人、そして落ちたら浪人するか、あるいは大学進学をあきらめる人もいるのです。その人た

ちに比べ、第２志望校を確保したうえで、その有利な条件のもとに第１志望校を受けて、受かったら第２志望校に入学金を返せと主張する、これはアンフェアでしょう。このような正しさのない主張というものに対して拒否する、そういう姿勢がやはり必要だろうと考えます。ですからいつの時代でも、どんなに成文法が整ったとしても、一人ひとりは、やはりそれが正しいのだろうか。正しい落ち着きどころはどこなのだろうか、ということを法律家として常に問い続けること、それが必要ではないかと考えているわけです。

８　法は人間社会の規範である

それから当然のことですが、法は人間社会の規範です。ところでこの人間というのは、きわめて弱い存在なのでありまして、常に過ちを犯しながら生きているものです。それに対して、どうも最近少しこの過失というものに対して厳しく問うているのではないでしょうか。自分自身が経験も、あるいは能力も十分でなくて、ミスをしながら生きているのに、他人のミスに対してはきわめて今厳しく主張しているのではないだろうかということを感じてるわけです。

民法総合の問題で、どうしても違和感があったのは、医師の転送義務という問題です。医師が治療に着手して、これは自分の能力、あるいは施設からいって無理だと思ったら、別の病院に転院させる義務があるというのです。そしてそれをしなかった場合には、過失があり、損害賠償義務があるというのです。しかしこの点、なぜ民法学者を中心として学者が全体として反対しなかったのか疑問です。同じことを言うのであれば、ロースクールでも、その人がロースクール教員として十分な資質がないと認めたときには、隣のクラスの教員に学生を移さなければいけない義務があるということになるはずです。あるいは裁判官だって、慣れない事件をやるのだったら、自分でこの事件は難しいと思ったら、隣の部に回付する義務があるはずです。それをしないで自分の手の中に事件を残しておいて、医者についてだけ転送義務がある、本当にそう言えるのでしょうか。特に医術というのは契約関係に立つことでの双務契約上の給付債

務だけではないはずです。仁術という部分があるわけです。目の前で苦しんでいる患者さんがいたときに、一生懸命に手を差し伸べて、頑張りましょうとはげまし、自分は未熟かもしれないけど、一生懸命頑張って治療します。そして、苦しくないですか、何とか助けようという医師に対し、なぜ転院させなかったと、本当に言うだけの意味があるのでしょうか。教育だって同じです。教育は、人の人に対する、正面からぶつかっていく作業だとするならば、ただ単に契約関係から言って、十分な資質がないからと言って、転校させることが本当によいことなのか。やはりもう少しわれわれはどの分野においても、そういう分野の持っている性格から、簡単に、軽々に過失なんて構築するのはどうだろうかということを考えたほうがよいのではないかと思います。

古い方はご存じかと思いますが、高野耕一先生という元民事裁判官がいらっしゃいまして、ある席でばったりお会いしたのです。すごく元気がないので、「どうしたのですか」と聞いたら、「いや、豊泉さん、ちょっと相談したいのですが」と言って、「自分は目が今見にくくなってきた」。白内障ですね。「それで手術受けようと思って、お医者さんのところへ行ったら、手術を受けるともしかしたら死ぬかもしれない。薬が合わなかったら、半身不随になるかもしれない。あるいは、手術の結果によっては五感がなくなる、また能力が落ちるかもしれない」と言われたというのです。いわゆるインフォームドコンセントということで全て最悪の事態を説明して「手術を受けますか」と聞かれたので、「僕怖くなって帰ってきちゃいました。どうしたものでしょうか」と言われたのです。ですから言ってあげました。「あなたたちがやれと言ったから説明したんですよ」。昔は違ったでしょう？　医師に「先生、大丈夫ですか？」と心配して聞くと「大丈夫ですよ、大船に乗ったつもりで任せてください。１時間たったらまたいらっしゃい。元気な姿になっていますよ」と、昔はそうやっていたのです。今は、最悪の事態まで全部言って「さあ、受けますか」と聞かれるから「どうしよう、僕、受けたほうがいいのかな」となるのです。自業自得と思いましたね。あなたたちがそこまで言えと命じたからだと。これが本当に法律処理としてあるべき姿なのだろうかということです。

今、医療現場はご存じのように、著しく萎縮作用が働いています。昔は、助からないと思っても、一生懸命お医者さんが助けようと努力しました。それでも力尽きてご臨終を迎えます。医者はそのときでも、「申し訳ない。私どもの力が及びませんでした、残念ながらご臨終です」と言ったわけです。それに対してご遺族は、「いや、先生ここまでやっていただいてありがとうございました。本人もきっと満足していると思います」とお礼を言って静かに送り出したのです。今はそうではなくて、死んだ瞬間に医者は、「私たち、どこにも過失はありません」と言い、遺族のほうは、「どこかに医療過誤があるだろう」と過失を探します。どうして人一人が死ぬときに、こんな冷たい世界に法律はしてしまったのか。もっと昔みたいに、みんなが温かい気持ちで死者を送り出せる、そういう法理論を作れないだろうか。今あまりにも、少しのミスを厳しくみんなが言い立てているのではないか。言い立てていることがよいことなのか。実は、すべての人間は未熟なのです。最初からベテランなんてどこにもいない。どこにも完全無欠の人間なんていやしない。にもかかわらず、あまりにも今そういうことに厳しい世界に入っているのではないのか。また全て理性だけで判断していいのか。もう少し人間というものの不条理さ、理性と感情が複雑に絡み合った、この不条理な存在、それについて私どもは、もっと温かい手を差し伸べるべきではないだろうかという気がしております。

最近出版された、アーサー・ヌスバウムの、『感情と法』という本があります。途中までしか読んでいませんが、「法は真っ当な怒りの表明であり、冷徹な理性の命令ではない」という言い方をしています。そこまで言う気はありません。しかし、法の世界を考えるとき、理性だけで考えるのはどうでしょうか。そうではなくて前提となる人間像を、あるがままの姿の、実在する人間像で考えるべきではないかと考えるわけです。

この点加藤一郎氏が、我妻博士の追悼論文集に、「過失判断の基準としての通常人」という論文を寄せておりますが、その中で、「法における人間というのは擬制的なものである、フィクションである」としているわけですが、フィクションを前提としたら、法は無力になります。あくまでもわれわれは、ある

姿として現実に実在するもの、それを前提として考えたほうがよいのではないでしょうか。そして人間社会の法である以上、その前提として最大限に人間そのものを尊敬し、人間そのものへの最大限の尊厳の中で、法というものを解釈し、運用することが必要ではないかと考えます。

その意味から言いますと、どうも最近の民事訴訟法の理論というものは、この人間の尊厳というものを、少し軽んじているのはないでしょうか。最初は新訴訟物理論から出ているわけですけど、新訴訟物理論の一番の問題は何かといえば、結論さえ原告の要求と合っていればそれでよいだろう、それが審判の対象だという考えですが、人は部屋さえ明け渡してもらえばただありがたいという立場ではないのです。自分はどうしても自分の所有権が侵害されたからとして返還を求める、それを自分の正義の叫びとして、あるいは人間の誇りとして主張しているのに、「占有権がある」として認容することもよいだろう、満足せよということが認められるかということです。人間はそういうものではなく、一人ひとりの人間は、その誇りにおいて、その主体性において、やはり自分の言っていることの正しさを認めてほしいのです。それに対して国家のほうが、色を付けないで「家は返ってきたから」「お金100万円戻ってきたから」それで良い、そういう判断を出すことに国民は満足するでしょうか。そう考えたときに、今民事訴訟法の理論に当事者を主体から、客体に落としているのではないだろうか。そんなことも一つの危惧として感じているのであります。

9　人間一人ひとりの主体性の尊重

もう少し、人間一人ひとりをありのままの姿として、未熟だけれども、その人間が一面において、理性を持ち、かつ感情を持ち、そしてこの世界の中でその尊厳を得ることによって生きているのだという、そういう人間像というものを尊重したうえで、正しさというものを常に持ち続けた形で成文を解釈することが、法の解釈として、あるいは私どもが索めようとする法の姿として必要ではないでしょうか。今少し、そういう意味で、人間一人ひとりの主体性を確保

するという視点から、人間そのものを、どちらかというと客体化している、その個人重視の視点が足りないのではないだろうかということについて、危惧を持っているのです。

10　まとめ

以上まとまりのないことをお話ししました。何でそんなまとまりのない、迷った話をしたのかということですが、中村修二さんでしたか、青色発光ダイオードを発明した人にどの程度の報酬を与えるべきだろうかということについて、工学部の先生と議論したことがありました。工学部の先生はこう言ったわけです。「確かに彼はすばらしい発明をした。だけどあの時間内に彼があの発明できたということは、それよりも前のたくさんの科学者が失敗をして、それを報告したから、だから同じ過ちのために時間を費やさないで済んだからだ。すなわち彼の発明のためには、それの何十倍、何百倍の失敗例の報告があったから、残った範囲の中だけを、彼は歩められた。だから彼だけの業績ではないのだ。その多くの失敗例の存在が、正しい道にたどり着くためにあったのだ」ということを言っていました。そういう意味で、私がこうやって失敗例、悩む話をすることも、これから進む皆さんにとっては、同じ失敗をしないため、同じ轍を踏まないためにプラスではないかなと考えたからであります。

でも、法律家になって40年ちょっと、何でそんなに迷うのだと言われるかもしれません。ただ、中川善之助氏が「法律学全集」の『相続法』の発刊の栞の中で、弟子が「先生は、また相続法を書くというけど、今まで沢山書いているから、もう悩むことはないでしょう。大家だから」と言われて、「情けないのだけれど、またいろいろ悩んでいる。いつまでも大家になれない自分が恥ずかしい」と書かれています。それが正に学者の、研究する人間の良心ではないだろうかと考え、私も許されるだろうと考えるわけです。

実は私の恩師である伊東先生は、『民事訴訟法研究』の序文の中で、「新稿が旧稿に遠慮なく斧鉞を加える」、すなわち新しい論文が自分の古い論文に、遠

慮なく斧、まさかりを加えていく、ボロボロにしていく、それがものを考える人の世にあっては許されるのではないだろうかということを書かれております。ものを考えるということはそういうことだろう。自分自身が、かつての自分を捨てることによって、新しい自分を作っていく。迷い続けた例、そういう報告をすることも、決して若い皆さんにとってマイナスではないだろうと考えてお話をしたのです。

ただこれも、今現在の、暫定的な私の意見です。もしかすると明日、また全部変わるかもしれません。もし変わったとき、それをどう評価するか、変節と評価するか進歩と評価するか、それは他人が評価することですが、ただ考え続けるということは、今の立場から次の立場に移るかもしれないのです。ですから今日お話ししたことも、私も大家でございませんので、あくまでも暫定的な意見として申し上げたというわけです。

そんなわけで、約40年間にわたる三田での講義を、今日をもって終わらせていただきます。個人的な感慨を述べれば、何でこんなに長く三田とつきあったのかといえば、最大の理由は、父が慶應が大好きだったからだろうと思います。父は昭和11年の塾医学部の卒業ですが、その父が、こうやって私にずっと慶應との関わりを持たせたのだろうと思います。でも、さすがの父も、「もう十分だ」「おまえ、よくやった」と言ってくれているだろう、そんな感傷を伴って、今日のこの最終講義を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。（拍手）

司会者　われわれ、一緒に豊泉先生と慶應義塾ロースクールのお手伝いをさせていただいている者にとって、昨年の秋ごろからでしょうか、先生は人の目を見ると、「もう３月末までだからね」、こうおっしゃっていました。ただ、先生のお父様が許しても、われわれは許しませんので。今日のお話も含めて、われわれを含め後進として指導を賜りたいという気持ちがますます強くなりました。

ただ、少しばかりは実務法曹として、本当に短い間専念していただいて、近い

将来、またカムバックしていただくということを念じつつ、またそれを確信しつつ、先生のご講義を拝聴した次第でございます。ぜひ、豊泉先生にもう一度大きな拍手をお願いします。（拍手）

（平成23年２月９日）